

発行・編集 あわらし市商工会事務局（本所）

〒919-0621 福井県あわらし市市姫一丁目9-21
TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145

あわらし市商工会事務局（支所）

〒910-4103 福井県あわらし市二面2丁目701
TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

相続税及び贈与税が改正されます！！

平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用される主な改正の内容は、次のとおりです。

平成27年1月1日より

① 相続税

- (1)遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。

改正前	改正後
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)	3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

- (2)最高税率の引上げなど税率構造が変わりました。

改正前の最高税率	改正後の最高税率
50%	55%

- (3)税額控除のうち、未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられました。

未成年者控除額

改正前	改正後
20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

障害者控除額

改正前	改正後
85歳までの1年につき6万円（特別障害者12万円）	85歳までの1年につき10万円（特別障害者20万円）

小規模宅地等の特例について、特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わりました。

特定居住用宅地等の限度面積

改正前	改正後
限度面積240㎡	限度面積330㎡

特定居住用宅地等と特定事業用宅地等の特例を併用する場合の適用面積の拡大

改正前	改正後
最大400㎡まで適用可能（特例併用に制限あり）	最大730㎡まで適用可能（特例併用に制限あり）

- (1)相続時精算課税について、適用対象者の範囲の拡大など適用要件が変わりました。

贈与をした者の適用要件

改正前	改正後
贈与をした年の1月1日において、65歳以上の者	贈与をした年の1月1日において、60歳以上の者

贈与を受けた者の適用要件

改正前	改正後
・贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上の者 ・贈与を受けた時において贈与者の推定相続人	・贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上の者 ・贈与を受けた時において贈与者の推定相続人及び孫

- (2)暦年課税について、最高税率の引上げや税率の緩和など税率構造が変わりました

最高税率

改正前の最高税率	改正後の最高税率
50%	55%

父母、祖父母などから贈与を受けた場合の税率の緩和

父母、祖父母などの直系尊属からの暦年贈与により財産を取得した者（贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限る）については、所定の計算方法により、一般の税率により緩和された「特例税率」を適用して税率を計算します。

② 贈与税

③事業承継税制（相続税・贈与税）事業承継税制について、適用要件の緩和や手続の簡素化など制度の適用要件等が変わります。

改正後の内容については、国税庁HPの★相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成27年1月1日施行）をご覧ください。（<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/index.htm>）

iPhone・iPad 使いこなしビジネス活用術



【講習内容 3時間】

▼アイフォンとは？

アイフォンの基本と操作
apple IDを利用したiTunesの使い方
iCloudと使ったデータ同期
本体のバージョンアップ

▼メール・連絡先の管理

メールサービスの種類と利用方法
連絡先の管理・同期・アドレス交換

▼アプリの管理

アプリの入手方法・アップデート方法
地図アプリを使ってみよう
写真を撮る・編集する

▼こんなときどうする？

クラウドにデータ保存
電池がすぐなくなる
覚えておきたい基本設定

アイフォンの基本的操作と
仕組みをまず知ろう！！

【講習会の日程】

日 程	平成27年1月23日（金）
時 間	13:30～16:30
定 員	10名（先着順）
受講料	2,000円（テキスト代含む）
対象者	商工会会員および従業員の方
会 場	あわら市商工会 本所

iPhone・iPodtouch・iPadをお持ちの方はご持参下さい
※お持ちでない方はお問い合わせください。

ホームページ（SHIFT） 無料作成支援中

商工会では現在気軽にできるホームページ（SHIFT）
の無料作成を行っています。

専門家がPR文作成、画像処理等を行い、無料作成し
ます。

自社の情報発信ツールとして有効活用できますので、
お気軽に商工会までお申込みください。



マル経資金

無担保・無保証人

最初の2年間に限り、福井県・あわら市利子補給

実質
金利

0.0%

= 1.35% - 1.5% 福井県0.5%
(H27.3.31までの実行分)
あわら市1.0%

H26.11.20現在の金利

支払った
利息が
戻ってくる

利子補給は貸付から2年間のみ ……………

- ・福井県0.5%は、初めて利子補給を受ける方のみ
- ・あわら市1.0%は、初めて利子補給を受ける方
（再利用は初回利子補給終了の2年目以降）

マル経資金融資対象者 ……………

商工会の経営指導を受けている小規模事業所で、常時
使用する従業員が商業・サービス業は5人以下、製造
業・その他の業種は20人以下の事業所の方

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248